NPO法人練馬家族会

特定非営利活動法人　練馬精神障害者家族会

２０１６年６・７月号

発行元：NPO 法人練馬家族会事務局　〒176-0012 東京都練馬区豊玉北１丁目 2-3 ｴﾄﾜｰﾙﾏﾝｼｮﾝ 101

URL：http://www.nerima-kazokukai.net/　Tel&Fax.No.：03-3994-3382　E-Mail：info@nerima-kazokukai.net

当会では、精神障害者が共に普通に暮らしていける地域社会の実現を目指しています。　家族の思いを分かちあう交流会、および勉強会、一般の方々の理解と協力を得るための活動、障害者がより質の高い生活を送るための支援などをおこなっています。

―皆さまのご参加をお待ちしています―

○ **家族交流会**・ 他の家族の方々とお話してみませんか。
- 日時：第４金曜日 13：30～16：30
- 場所：**区民・産業プラザ（ココネリ）３階　研修室５（練馬駅北口１分）です。**
- 初めての方は事前にご連絡ください。

○ **電話相談**：精神障がい者相談員による電話相談が始まりました。連絡先は８ページをご覧ください。

・練馬家族会のホームページに是非お越しください。なお、ＵＲＬは　http://www.nerima-kazokukai.net　です。
今年からホームページに会報がアップされています。ご覧ください。
・会員投稿に関しては、法令、制度や固有名詞等以外の「障害」表記は原則として「障がい」または「障碍」とします。

―NPO 法人練馬家族会勉強会―

障碍者福祉の動向

日時：日時：平成 28 年３月 25 日（金）14：00～16：30
場所：練馬区立区民・産業プラザ（ココネリ）３階　研修室５
講師：道家 寧 氏（社会福祉法人あかねの会・障害者相談支援事業所あかり　相談支援専門員）

今年は平成 25 年４月１日に施行された障害者総合支援法の３年後の見直しの時期にあたり、厚労省より改正法案が国会に提出されました。東京都に於いても 2020 年のオリンピック・パラリンピックに向けて新たな障害者計画が策定されました。両者ともに障碍者の地域での自立生活を支援する仕組み作りや就労支援の強化が盛り込まれています。

そこで、今後の障碍者福祉はどの様に展開されていくのかについてお話を伺いたく、講師として障害者相談事業所あかりの相談支援専門員をされている道家 寧 氏をお招きしました。

道家氏は現職に就かれる前には練馬区で長年福祉行政に携わり、退職後は大泉障害者地域生活支援センターさくらのセンター長をされていました。
道家氏は主に知的障碍者を対象に相談を受けていらっしゃいますが、今回は相談支援専門員の計画相談について例を示しながら具体的にご説明下さいました。

相談支援事業は平成 25 年４月から国の事業としてスタートし、練馬区内の相談支援事業所 26 か所のうち 17 か所が精神障碍者も対象としているそうです。しかし、日頃から通所、移動支援やヘルパーさん等何等かのサービス（支援）を受けている身体障碍者や知的障碍者に比べて、国の法に基づくサービスを受けている精神障碍者は少ないと予想されるので、実際にはその半分くらいではないかとのことでした。

相談支援専門員は、介護保険のケアマネジャーに相当する障碍部門のケアマネジャーで、本人・家族の意向を聞き、自立生活支援のために何が必要かを見て、関係機関や社会資源につなげています。

計画相談では、本人の希望を聞いて課題を設定し長期にわたる計画を立てます。本人の意向・希望と、生活向上のために重要と思われることとのずれが出る場合には問題の整理をしなければならないのですが、各相談支援専門員の力量が問われるところかと思われました。
相談後にも経過を見てから、またニーズとサービス

（日中活動の場、就労、グループホーム（以下 GH）等）が合致しているかの評価をして継続した支援をしていきます。

次に、障害者総合支援法改正案にある「地域生活支援」「就労定着支援」や「障害者に対する差別禁止、合理的配慮の提供義務」などについてご説明くださいました。
「**地域生活を支援する新たなサービス（自立生活援助）の創設**」は、その中の一つです。このサービスは注目に値します。
GH、施設や病院から出て賃貸住宅等での一人暮らしをすると、精神障碍の場合は不安感や緊張感が強くて体調が不安定になったり、生活力も充分でなく一人暮らしが続かなくなったりすることは多いと思われますが、この様なことを防ぐために、「一定期間にわたり定位的な巡回訪問や随時の対応により（省略）適時のタイミングで適切な支援を行うサービス」が「新たに創設」されるというのです。

支援内容には、「定期的に利用者の居宅を訪問し、・食事、洗濯、掃除などに課題はないか・公共料金や家賃の滞納はないか・体調に変化はないか、通院しているか・地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行う」ことが含まれ、また、「利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行う」とされています。

GH 退所後には定期的に居宅を訪問し生活全般についてきめ細かく対応してくれる支援者がいれば、ずいぶん心強く一人暮らしも安定してくるでしょう。本人の事を良く分かっている GH の世話人や施設の関係者が支援者になってくれたら、スムーズに対応できるのではないでしょうか。
改正案は一部を除き平成 30 年 4 月に施行されるので、すぐに上記の支援が実施されるわけではないのですが、数年後には利用できるよう期待しています。

最後になりましたが、お忙しいところ家族会にお越しくださり、実際の相談事業と国の福祉の動向を、わかりやすくお話しくださいました道家氏に改めてお礼申し上げます。　（Y）

差別解消法についての区議会傍聴記録
――前回会報（2016 年 4・5 月号）の続き

平成 28 年 2 月 10 日の本会議で、池尻成二区議（市民の声ねりま）が差別解消法について区の考えをただしました。
その時の質問と答弁を傍聴しましたのでご報告します。

区側の答弁は、全体に、差別解消に対する区の消極的な姿勢を感じさせるものでした。

差別解消法は、質問で述べているように、障がい者が差別解消のため社会の主体的一員として、社会のあり方を問うという意味で“障害者施策”の初めての試みです。

１．区側は、差別解消法に基づいた取組を進めるうえで指針となる**「対応要領」**（注）を定めました。（筆者注）「練馬区における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」平成 28 年 3 月 10 日 27 練福障第 2089 号は、厚生労働省の対応要領をそのまま持ってきたものです。
質問１．は、まず,この**「対応要領」**に触れています。この対応要領には別紙として留意事項が添付されています。

２．次に質問のなかに**対応指針**と言う言葉が出てきます。障がい特性に応じた対応の具体例として**障害者差別解消法 福祉事業者向けガイドライン**～福祉分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する**対応指針**～（平成 27 年 11 月厚労省決定）が策定されています。練馬区には「対応指針」がありません。
区の答弁２．で述べている点から観て、事業者レベルの差別解消には関与したくない態度がみられます。

障がい者と接する際には、それぞれの障がい特性に応じた対応が求められます。以下に、代表的な障がい特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめて対応指針としています。
身体障がい（視覚障がい、聴覚障がい、盲ろう、肢体不自由、高次機能障がい、内部障がい他）以下、知的障がい、発達障がい、**精神障がい（統合失調症、気分障害、依存症―アルコール、てんかん、認知症）**、難病別に代表的な障がい特性と対応時に配慮すべき事項について簡単にまとめています。

以下、質問と答弁を一部省略して掲載します。

（次ページに続く）

項　　目	区の回答
池尻議員 障害者差別解消法が、この４月、施行されます。この法律の最大の意義は、もっぱら福祉と支援の対象であった障がい者が、社会の主体的・能動的な一員であるべきことを明確にし、差別の解消のために、社会の側こそ変わらなければならないことを,明確に打ち出した点にあります。 １．指針となる**「対応要領」**についてうかがいます。指定管理者や委託事業者にも、練馬区の対応要領は適用されるのでしょうか。 ２．次に、区立施設や区の事業には、それぞれを所管する官庁から**「対応指針」**が示されているものが数多くあります。これら対応指針と区の対応要領との関係を,お聞かせ下さい。	福祉部長 １．練馬区の「対応要領」について 区の定める対応要領は区の職員を対象とするもので、指定管理者等に直接の適用はありません。事務事業の内容に応じて、委託の条件等に,対応要領の内容を盛り込むことを検討してまいります。 （筆者注）対応要領には、「留意事項」が**別紙**で定められている。この留意事項も厚労省のものを丸写ししている。 ２．一方、対応指針は,主務官庁が事業者を対象に定めたものです。指定管理者等の事業者は、実施する事業の対応方針の遵守が求められます。**（筆者注）区としては、対応指針は定めていない。従って、事業者レベルの差別解消不履行への行政措置の定めがない。**
３．対応要領の策定にあたり、広く当事者や関係者の意見を聴くべきと考えますが、いかがでしょうか。 ４．策定後の対応要領の検証と見直しについて ５．「合理的配慮」と「過重な負担」について 合理的配慮が求められるのは、それが**過重な負担**にならない場合に限るとされています。この過重な負担の取扱を一つ誤ると、不作為の口実ばかりが増えてしまうことになりかねません。合理的配慮に伴う負担・・・についてどういう場合に過重と判断するか、区の認識をお聞かせ下さい。 ・「過重な負担」の定義は？ **「合理的配慮」についての意思表明**をどのように支えるか？（障がい者からの意思表明がない限り合理的配慮は与えられないのが法の趣旨）	３．対応要領の策定にあたっては、障害者自立支援協議会で意見を伺うと共に、障がい者団体のヒアリングを実施しました。改めて、意見を聴取する予定はありません。（筆者注）平成 27 年 11 月 9 日自立支援協議会議事録で一部確認済みながら全体は未確認。 ４．対応要領の改定：法施行後３年を経過した時点で検討します。検討にあたっては相談事例を集約し、今後設立する**障害者差別解消支援地域協議会**（以下協議会）の意見を伺う考えです。 ５．「合理的配慮」と「過重な負担」について 過重な負担については、障がいの特性や具体的場面・状況に応じて異なることから、画一的な判断基準を示せるものではありません。障がいのある方の求める配慮に可能な限り対応していくことが基本です。代替措置の選択を含め、建設的な対話をします。 合理的配慮の提供事例も、必要に応じて、協議会で検討していきます。 ・意思表明について 言語のほか、点字、拡大文字、筆談や身振り手振り当による意思伝達の手段などを活用できるよう、支援していきます。この点は、対応要領に盛り込む予定です。 また、障害のある方が意思表明しやすい環境となるよう、職員研修を実施するとともに、窓口表示の改善や事務処理

医療法人社団一 陽 会　**こころのクリニック石神井**

当院は予約制となっております。
ご相談の際はまずお電話にてご相談ください。

TEL:03-3997-3070

日曜・祝日・水曜日休診
〒177-0041 東京都練馬区石神井 4-3-16-101

●家族相談・精神保健相談

お気軽にご相談下さい

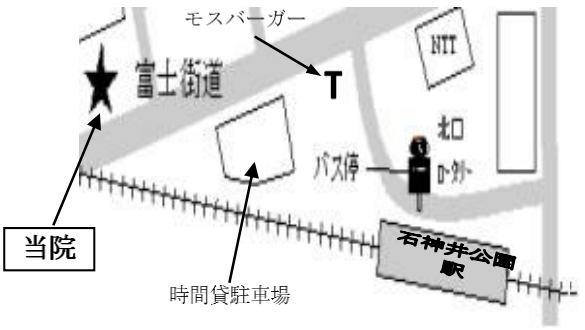

項　　目	区の回答
６．相談と紛争防止の体制について 差別解消の取組を、実効ある権利保障につなげるためには、しっかりした相談と紛争防止の体制が欠かせません。 差別に対する申し立てを受ける窓口として、**練馬区保健福祉サービス　苦情調整委員**が考えられるのか？ 苦情調整委員は、今まで、教育に関わる苦情を対象としてきませんでした。この機会にその役割を拡大すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。 また、その他の相談機関である地域生活支援センター、福祉事務所等は、どのような体制を取り、機能・役割の分担と連携を行っていくのでしょうか。 差別とその是正の取組や合理的配慮における経験を蓄積し、区全体さらには地域全体で差別解消の取組を進めるために、区長みずから先頭に立って、全庁的な推進機関を作るべきと考えますが、いかがでしょうか。 以上、お答え下さい。	マニュアルの充実に取り組みます。 ６．相談と紛争防止の体制について 相談窓口については、**総合福祉事務所や保健相談所、障害者施策推進課**とします。相談についてはそれぞれの窓口で調整を図るほか、相談内容に応じて適切な専門機関につないでいきます。 保健福祉サービス　苦情調整委員は専門機関の一つであり、法の施行により位置づけが変わるものではなく、役割の拡大は考えていません。 （筆者注）筆者は、同委員会へ福祉タクシー券(1ヶ月―3，500円：所得制限あり)の交付が、他の障がい者には交付されているにも拘わらず、精神障がい者には交付されないことにつき苦情申し立てしたが却下された（平成 26 年 8 月 18 日付回答)。 その際、苦情調整委員の意見として、権利条約及び法の理念から、福祉タクシー交付事業において、３障がいの内、精神障がい者を除外することに、**合理的な理由が存在するとは考えにくいとの意見が付いていた。**そして、財政的な制限はあるものの、練馬区において前向きな検討が行われるよう要望している。 ～～～ 障がいを理由とする差別の解消に向けて、区として対応要領を踏まえ全庁的な取組を推進します。地域全体としての取組については、障がい者団体や事業者等で構成する協議会において検討してまいります。
７．差別解消のための条例制定について 最後に、差別解消のための条例制定している、もしくは検討している自治体はどのくらいあるか、お聞かせ下さい。 練馬区における差別解消の取組の根拠として、区としての理念、区・区民・事業者の責務、推進体制などを明確にした条例の制定を求めます。お答え下さい。	７．差別解消のための条例制定について 条例を制定しているのは、１６自治体と把握しています。 （筆者注）：北海道、岩手県、茨城県、千葉県、富山県、愛知県、奈良県、京都府、長崎県、熊本県、鹿児島県、沖縄県、さいたま市、八王子市、新潟市、別府市 以上１６自治体 区条例の制定については現時点では考えていません。区としては、差別解消の推進のため、法に基づき、具体的な取組を積極的に推進してまいります。

寄り添う 心と こころ
精神科急性期治療、高齢化社会に対応した認知症治療病棟
専門医師とスタッフたちが愛情込めて適切に対応します

（交通のご案内）
武蔵関駅(西武新宿線)より 徒歩15分　又は関東バス「荻窪駅行き」「三鷹駅行」にて　慈雲堂前下車徒歩３分
大泉学園駅(西武池袋線)より 西武バス「吉祥寺駅行にて関町北一丁目下車徒歩10分

♥♡ ここは 武蔵野サンクチュアリ ♡♥
医療法人社団じうんどう 慈雲堂病院
院長 田 邉 英 一
東京都練馬区関町南4-14-53
〒177-0053 TEL. 03(3928)6511
homepage: http://www.jiundo.or.jp/

（診療科）
精神科　内科
（併設など）訪問看護ステーション　精神科大規模デイ・ケア/デイナイトケア　グループホームまいとりぃ

障害年金の基礎知識　　―質問編―

（この質問編は前号に報告した「障害年金の基礎知識」の続編です）

Q1　障害年金を受給するとデメリットはないか？

A：生活保護を受給している場合は多少の制限があるがそうでない場合には不利益な事はない。働いている場合でも給料は全額もらえ不利益な処遇を受けることはない。自分から言わない限り障害年金を受けているということを知られることはないし、障がい年金は非課税なので受給していることで税金が増えることもない。

Q2　医師に診断書を書いてもらう時の注意点は？

A：診断書の日常生活能力の判定の記入が障害等級を決定するのに大きなポイントになる。７項目あるが医師が１番目の「できる」２番目の「自発的にできるが時には指導や助言を必要とする」という欄にチェックを多くつけると軽く判定される。ここで「できる」とは自発的に誰にも言われずできるという意味で、家族の手を借りてできるということではない。日々の生活状況をきちんと把握し医師に正確に伝える必要がある。本人が正確に状況を伝えられない場合には家族が伝えても良いし、日常の生活状況を紙に書いて医師に伝えても良い。診断書を書いてもらったら、必ずその内容を確認する。封がしてあっても開封してかまわない。内容が実情と異なっている場合は訂正をお願いしても良い。診断書はコピーを取っておくこと。

Q3　入院をしていないと障害等級が軽くなるか？

A：入院は障害等級の決定には関係ないが、医師が日常生活能力を正確に把握することができるので正確な診断書が書いてもらえるという利点はある。

Q4　働き始めたら等級が下がってしまった。働く時間が増えると不支給になるのか？

A：働いていることで障がい状況がどのように判定されるかである。障害認定基準では働いているそのことで日常生活能力が向上したと直ちに見るものではない。労働の状況,援助の状況、他の従業員との意思疎通といったような状況を十分確認して日常生活能力を判定する。働いていること＝障がい状況が良くなったとは見ない。ただ。働いていることによって障害等級が下がったり、不支給になるケースは多い。就労状況を記入する欄があるのでそこにどのように医師が記入するかである。順調に働くことができない、働くことによって日常生活状況が順調でないといったような状況があればそれを医師に正確に伝える必要がある。

Q5　更新時に診断書を提出したら等級がさがった。どうしたらよいか？

A：等級がさがったことに納得できない場合には以下の２つの対応ができる。

① 決定通知書を受け取ってから６０日以内に不服申立をすることができる。不服申立は２回できる。最初は社会保険審査官に申立てる。ただ、この場合は書面審査であるので等級が変わることはほとんど無い。次に社会保険審査会に再審査請求をする。この場合本人や家族が意見を言うことができるので等級が変わることがありうる。この際の診断書は申請時と同じものでよい。

② 等級が変わってから１年たてば改定請求をする事ができる。この場合は新しい診断書が必要である。

Q6　年金が不支給になった。どうしたらよいか？

～心の扉を開く医療がここにはあります～

都市型病院を目指す

医療法人財団厚生協会

大泉病院

≪診療科目≫　精神科・神経科・心療内科・歯科

〒178-0061　東京都練馬区大泉学園町 6-9-1

Tel・03-3924-2111（代表）　　Fax・03-3924-3389

★診療について★

受　付　　午前 9：00～11：30　午後 1：00～3：00

診療日　　月曜日～土曜日（水曜日は午前のみ）

休　診　　水曜日午後、日曜日、祝祭日、年末年始

受付時間内は、経験豊富な専門医が常時 2～3 名担当しております

A：２通りの方法がある
① 前問の①に同じ不服申立である
② １年を待たずに新しい診断書を添付して支給停止事由消滅届を提出して、認められれば提出した翌月から支給が開始する。

Q7　障害年金に所得制限はあるか？
A：所得制限があるのは 20 歳前に初診日がある人の基礎年金のみある。それ以外の障害年金には所得制限はない。20 歳前障がいでも、給与所得者の場合半額支給になるのは年収が約 518 万円超、支給停止は約 645 万超の場合である。年収は毎年７月に所得状況届を提出することで確認される。

Q8　生活保護と障害年金は両方受給できるか？
A：両方の受給はできない。障害年金が優先支給され、差し引いた金額を生活保護として受給する。障害年金をさかのぼって受給した場合は、その年金額に相当する金額を自治体に返納することになる。

Q9　障害年金に厚生年金の上乗せはできるか？
A：障害年金は初診日に加入した年金制度によって決まる。初診日が 20 歳前か国民年金加入中であれば障害基礎年金が受給できる。厚生年金加入中に初診日があれば障害厚生年金が上乗せされる。障害基礎年金を受給している人が厚生年金に加入した場合、その厚生年金部分は将来老齢厚生年金として加算される。

Q10　障害年金を受給しながら国民年金に加入できるか？
A：障害年金を受給している人は国民年金の納付は法定免除となる。障害年金の受給資格がなくなったときは(障がい者としての認定が取り消されたとき)年金は老齢年金となるが法定免除の期間が長いと受給金額が少ない。それで、平成 26 年 4 月から法定免除の期間でも国民年金への納付ができるようになった。納付は 10 年間分追納できる。　（文責　H・K 生）

―きらら・ういんぐ・練馬家族会共催―

誰でも参加できる SST

日時：平成 28 年 6 月 4 日（土）14 時～17 時
場所：豊玉障害者地域生活支援センター
　　きらら　交流室
講師：村本好孝氏
（株）ここから代表取締役　看護プランナー

きらら風便り

豊玉地域生活支援センター所長　　岩田敏洋氏

練馬家族会の皆さま、こんにちは。
日頃より地域生活支援センター、練馬区社会福祉協議会の活動にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

広報紙「たけのこ」リニューアルについて

きららでは、毎月１回広報紙「たけのこ」を発行しています(以下「たけのこ」)。「たけのこ」は第１面のスケジュールにはじまり、地域交流事業やプログラム紹介、生活に役立つ情報等を掲載しています。きららが開設して以来、このスタイルで発行してきましたが、これまで以上に読みやすい紙面づくりを目指し、更にもっと多くの方にきららを知っていただくことや利用していただきたいと考え、リニューアルしました。５月号から読み仮名をつけたり、文字を大きくしています。たけのこは、区内福祉事務所、保健相談所、地域生活支援センター、区内精神科病院等でも手に入れることができます。ぜひ一度ご覧いただければと思います。

（仮称）オープンきらら(利用説明会)のお誘い

きららには毎月 10~20 名の方が初来所で見学に来ていらっしゃいます。その後、きららを利用するようになった方から「初めて来たときは緊張した」「きららを知ってから通所するまでに時間が掛かった」というお話を聞くこともあります。

そこで、「きららってどんなところだろうか」「行ってみたいけどどんなことをしているのかな」「行ってみたいけど…なんとなく行きにくい」「自分がきららに行ったらメリットはあるかな」といった疑問や不安をお持ちのご本人やご家族、関係者の方々に向けて、きららの利用の仕方やプログラムなどについてご紹介する日を設けました。

平成２８年６月１３日(月)　午後２:００~３:００頃　きらら交流室

当日は、施設・プログラム案内、登録までの流れや利用の仕方のモデルケースの説明、メンバーからのメッセージなどを予定してます。興味をお持ちになった方はぜひ、お越しください！

みんなの声

このコーナーは会員の皆さまと創っていくコーナーです。原稿は随時募集しております。

耳よりな話

先日うれしい事がありました。
同居している40代になる息子は時々幻覚に悩まされる日々を送っています。
ある夜、今日一日無事に終わったと、母親の私は安心して眠りについた途端、時ならぬ大音響にハッと飛び起き息子の部屋へ行きました。するとふすまに大穴があき、嫌悪な顔をして突っ立っている息子の様子にこれはだめだと感じ110番しました。

以前保健師さん付き添いで警察署生活安全課に登録している事、いざという時には110番をと、教えられていた事を思い出し思い切ってかけました。するとすぐ4人の警察官が駆けつけてくれました。そして穏やかに当人にやさしく問いかけてくださり、一方びっくりしまくりの息子は素直にあけた穴を、説明し答えました。親の私にも優しく問いかけ事情を聴いた後、これで落ち着いて来たので病院に行く事もないので、引き上げますと帰って行きました。

この経験が役立ったと見えて、その後は騒音が少なくなりました。警察署の素早い対応と精神疾患の対応を心得て素早く駆けつけてくださる行為に、心強い支えをありがたく思い、又一つ難題が溶けたかなと実感しています。　　(MH)

―練馬区保健所講演会―

統合失調症を共に支える
～精神科外来からのメッセージ～

日時：平成28年7月6日（水曜）14：00～16：00
場所：石神井保健相談所　講堂
講師：陽和病院　精神保健福祉士　蓮井　亜矢氏
定員：50名
申込：平成28年6月13日から受付開始
電話：03-3996-0634

―平成28年度第2回練馬家族会講演会―

（仮題）練馬区に於ける精神保健の
過去・現在・未来

日時：平成28年9月5日（月）14:00~16:30
場所：練馬区区民・産業プラザ
　　ココネリ3階　研修室2
講師：金杉クリニック院長　金杉　和夫氏

精神障がい者家族相談事例集が発刊なる

今年3月に公益社団法人　全国精神保健福祉連合会（みんなねっと）から家族相談事例集が発刊されました。

身体障がい者相談員制度が昭和42年に創設され、翌昭和43年に知的障がい者相談員制度も設けられましたが、精神障がい者相談員制度は未だ法制化されていません。困難な事例が最も多いにもかかわらず、家族の相談に特化した事例集は今までにありませんでした。

今回の発刊にあたり、全国の家族会員からの応募を、事務局が・日常生活・医療・家族会・家族依存・地域連携・親亡き後・制度の項目に区分して載せています。

家族相談事例集（A4版・100ページ）3冊が事務所にありますので、随時目を通していただければと思います。渡邉の相談事例も載っています。全ての掲載事例については、個人情報保護の観点から、地名、人名等は特定されないよう配慮されています。

家族相談は特別な活動ではありません。月1回・第4金曜日の家族交流会では、お互いの悩みを語り合い、初めて参加された方の思いを聴き、また、事務所にかかってくる相談者のお話しには傾聴につとめるよう心がけています。

※事例集は、みんなねっとのホームページでもご覧になれます。　　（渡邉）

精神障がい者相談員制度発足

練馬家族会がかねてより区に要望していた精神障がい者相談員制度が今年度から発足しました。何かとお悩みの方に少しでも援助ができればと思っております。基本的に電話での相談受付となります。事務所への電話相談と4人の相談員への携帯電話での相談とになりますがご都合のよいところにご相談ください。

事務所への電話相談：電話番号　03-3994-3382
　　火・水・金　13：30～16：30
携帯電話への相談：松　沢　　勝 070-4097-2801
　　月～金　　10：00～17：00
　　轡田　英夫　070-3975-9372　　同上
　　渡邉ミツ子　070-3965-8791　　同上
　　工藤　邦子　070-3991-4924　　同上

携帯電話での受付は特に地域割りはありませんので4本の電話のどこにかけても構いません。かけた電話がつながらなかった場合は他の電話におかけください。なお、この携帯電話は受信専用になっていることをご了承ください。

NPO 法人練馬家族会　入会のお誘い

・月１回発行する会報をお届けします。
“みんなねっと”をご希望の方は事務所までご連絡ください。
・毎月行なわれる交流会、勉強会及び、福祉施設見学会（年２回）、講演会（年３～４回）にご参加いただけます。
・その他、随時おこなわれる行事には家族揃ってのご参加をお待ちしています。

・会　　員：年会費 9,000 円（個人、但しお支払い方法は一括払い、4,500 円の 2 回分割払いでも結構です）
・賛助会員：年会費 3000 円（団体可／一口）
＜振込先＞
三井住友銀行　中村橋支店
普通預金　口座番号　1588974
口座名義:特定非営利活動法人練馬精神障害者家族会

NPO 法人練馬家族会 6・7 月スケジュール

■6 月 11 日（土）
2016 年度第 3 回運営会議・理事会
場所：NPO 法人練馬家族会事務所
時間:14:00~17:00

■6 月 24 日（金）
2016 年度第 3 回練馬家族会交流会
時間：13：30～17：00
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階研修室 5

■7 月 9 日（土）
2016 年度第 4 回運営会議・理事会
場所：NPO 法人練馬家族会事務所
時間:14:00~17:00

■7 月 22 日（金）
2016 年度第 4 回練馬家族会交流会
時間：13：30～17：00
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階　研修室 5

区内各保健相談所「家族の集い」6・7 月スケジュール

※初めての方は、事前に、各保健相談所の家族教室担当保健師か、地域の担当保健師にご連絡ください。

6 月 10 日(金)	7 月 8 日（金）	13:30~15:30	6 月 21 日（火）	7 月 19 日(火)	10:00~12:00
関保健相談所	関町東 1-27-4	電話 03-3929-5381	大泉保健相談所	大泉学園町 5-8-8	電話 03-3921-0217
6 月 1 日（水）	7 月 6（水）	14:00~16:00	6 月 27 日（月）	7 月 25 日（月）	14:00~16:00
光ヶ丘保健相談所	光ヶ丘 2-9-6	電話 03-5997-7722	豊玉保健相談所	豊玉北 5-15-19	電話 03-3992-1188
6 月 21 日(火)	7 月 19 日（火）	14:00~16:00	6 月 27 日（月）	7 月 25 日（月）	14:00~16:00
北保健相談所	北町 8-2-11	電話 03-3931-1347	石神井保健相談所	石神井町 7-3-28	電話 03-3996-0634

―精神障がい者相談員が電話で相談を伺います―

・練馬家族会事務所への電話相談：　電話番号 03-3994-3382　　火・水・金　13：30～16：30
・携帯電話への相談：　松 沢　勝　070-4097-2801　月～金　　10：00～17：00
　　轡田　英夫　070-3975-9372　同上　　渡邉ミツ子　070-3965-8791　同上
　　工藤　邦子　070-3991-4924　同上　・携帯電話は受信専用になっていることをご了承下さい。

―NPO 法人練馬家族会主催　　練馬区保健所協賛　　講演会―

「精神障がい者の暴力と家族」

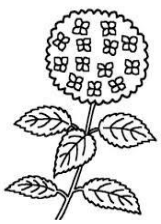

日時：平成 28 年 7 月 17 日（日）13：30～16：30
場所：区民・産業プラザ（ココネリ）3 階　研修室 2
申込：練馬家族会　電話＆Ｆａｘ03－3994－3382　　・入場無料（先着 70 名）
講師：蔭山　正子氏（東京大学大学院医学系研究科地域看護学分野　助教）
暴力は防がなければならない。精神障がい者から暴力を受けている家族は稀ではない。
障がい者と家族を不幸にしないために支援者に知って欲しい，考えて欲しい。

大泉学園北口徒歩 3 分

医療法人社団地精会

大泉 金杉クリニック

神経科・精神科・心療内科

～精神科デイケア･ナイトケア･訪問看護～

http://www.kanasugi-clinic.com
℡　03-5905-5511（予約制）

練馬家族会　会報 2016 年 6・7 月号
2003 年 11 月創刊　通巻第 149・150 号

発行日：2016 年 5 月 20 日
発行所：特定非営利活動法人
練馬精神障害者家族会　事務局
〒176－0012 東京都練馬区豊玉北 1 丁目 2－3
エトワールマンション 101
Tel&Fax　03-3994-3382

発行人：ＮＰＯ法人練馬家族会
編　集：ＮＰＯ法人練馬家族会
編集委員会